

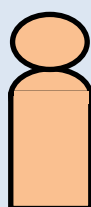
## マイナンバーご登録お手続きのご案内

マイナンバー制度とは、2016年1月に施行された「番号法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)」に基づき、社会保障・税・災害対策の分野において行政を効率化し、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入された制度です。

弊行へのご登録お手続きについて、以下のとおりご案内いたします。

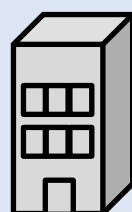
### ① ご登録が必要となるお取引

2016年1月以降、法令に基づき、以下のお取引の際、税務署に提出する法定調書などの書類に、個人番号または法人番号を記載することが義務付けられました。



#### 個人のお客さま

- ・外国送金(支払・受取等)\*1  
(エクスプレス送金を含みます。)



#### 法人のお客さま

- ・外国送金(支払・受取等)\*1  
(エクスプレス送金を含みます。)
- ・定期預金、通知預金 \*2
- ・定期積金 \*2

\*1 現金での外国送金の場合は、毎回、国外送金告知書件同意書へのご記入(マイナンバーのお届出)が必要となります。

\*2 2019年以降にご解約となる場合の預金は、解約時までマイナンバーお届出が必要となります。

※ 住民登録されている国内居住者の方は、2016年1月以降に上記のお取引をされる場合、マイナンバーのお届出がないとお取引いただけません。

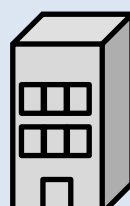
### ② ご協力が必要となるお取引

2018年1月以降、預貯金口座に係るお客さまの情報とマイナンバーを紐付けて管理することが銀行に義務付けられました。以下のお取引の際は、個人番号または法人番号のお届出にご協力をお願い致します。



#### 個人のお客さま

- ・預金口座保有の方
- ・新規口座開設される方  
(エクスプレス口座は除く)\*1



#### 法人のお客さま

- ・預金口座保有の方  
(普通預金・当座預金)
- ・新規口座開設される方  
(普通預金・当座預金)\*1

\*1 新規口座開設時であっても、お客さまからすでに他の取引において個人番号又は法人番号をお届出頂いている場合は、再度のお届出は不要です。

### ③ご登録お手続きの流れ

当行では、大切なマイナンバーを間違いなく登録するため、ご来店のお客さまは、お客さまと行員の入力内容が一致した場合のみマイナンバーの登録が完了する「テンキー入力方式」でご登録いたします。

STEP  
1

#### 必要書類のご記入

お取引の内容に応じて、次のいずれかの書類にご記入いただけます。

- ・「個人番号の利用目的に関する同意書」
- ・「法人番号の提供に関する同意書」
- ・「国外送金告知書兼同意書」

STEP  
2

#### ご本人確認書類の提示

番号のお届出にあたり、ご本人様の確認を行います。必要なご本人確認書類については「④ご登録時に必要なご本人確認書類」をご覧ください。

STEP  
3

#### テンキーでのご入力

ご登録時、お客さまにテンキー(数字キー)にてお客さまのマイナンバーを入力していただけます。その後、行員が再度テンキーでお客さまのマイナンバーを入力し、一致した場合のみ番号が登録されます。

### ④ご登録時に必要なご本人確認書類

#### 個人のお客さま

※①～④のいずれかをお届出ください。

- ① 個人番号カード
- ② 番号通知カード + A 又は B の書類
- ③ 住民票の写し\* + A 又は B の書類
- ④ 住民票記載事項証明書\* + A 又は B の書類

\* マイナンバー記載のものに限ります。

A: 下記いずれか **1種類** (顔写真つきの確認書類)

運転免許証、日本国のパスポート、在留カード、特別永住者証明書 等

B: 下記いずれか **2種類以上**

各種保険証、各種年金手帳、児童扶養手当証明書、特別児童扶養手当証書 等

#### 法人のお客さま

※①～③のいずれかをお届出ください。

- ① 法人番号指定通知書 + D + E の書類  
(発行日より6ヶ月以内のもの)
- ② 法人番号指定通知書 + C + D + E の書類  
(発行日より6ヶ月を超えたもの)
- ③ 法人番号公表サイト出力情報 + C + D + E の書類(出力日より6ヶ月以内のもの)

C: 登記事項証明書、印鑑登録証明書等

D: 申請人の本人確認書類 (運転免許証、日本国のパスポート、各種保険証等)

E: 法人との関係がわかる書類

### ⑤よくあるご質問

#### Q1. 個人情報が入り漏れたりしないでしょうか？

マイナンバーの取扱いにあたっては厳格な安全管理措置を講じており、また、法令で定められた目的以外でマイナンバーを利用することはありませんのでご安心ください。

#### Q2. 既に取り引していますがマイナンバーの届出は必要でしょうか？

はい、2015年12月までに開設されたお口座をお持ちのお客さまも、お取引の内容によりマイナンバーのお届出が必要となる場合がございます。(前記「①ご登録が必要となるお取引」をご覧ください。)

#### Q3. マイナンバーを届出しないとどうなりますか？

前記①「ご登録が必要となるお取引」に該当するお客さまは、マイナンバーのお届出がない場合はお手続きをお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。なお、預貯金口座付番制度(②ご協力が必要となるお取引)によるマイナンバーのお届出については、現行法令上お客様の任意となっておりますので、現時点では、お届出いただけない場合でもお手続きをお断りすることはございません。

お問い合わせはコールセンターまたは最寄の支店まで

《コールセンター》0120-015-017(通話料無料)

受付時間 平日 9:00～18:00(土日・祝日・年末年始を除く)